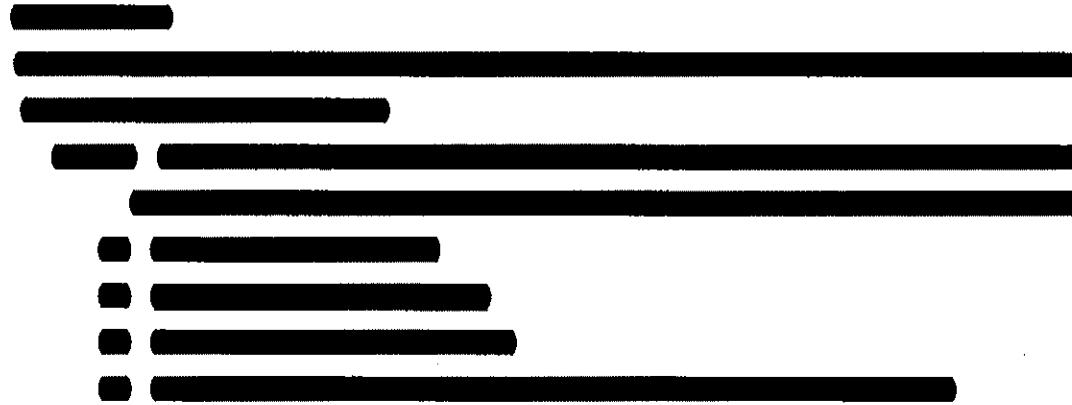


入管庁管第620号
令和元年5月29日

市区町村在留関連事務担当課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
在留管理業務室長 本針和幸
(公印省略)

性別の変更に係る出入国在留管理庁通知等の取扱いについて(通知)
平素より、出入国在留管理行政に御理解・御支援を賜り御礼申し上げます。



当庁は、旅券と異なる記載を認めることとすると実務上の影響も大きいことから、原則として在留カードの性別の記載は旅券の性別の記載と一致させる取扱いとしています。

つきましては、今後、性別の変更に係る出入国在留管理庁通知が送信され、市区町村において上記考え方方に鑑みて、当該外国人の実体法上の性別変更に疑義が生じた場合には、下記のとおり取り扱うこととされたく、通知します。

なお、下記取扱いは、市区町村において疑義が生じた場合の取扱いであり、市区町村において、[]の考え方方に鑑みて性別変更に疑義がない場合にまで下記の取扱いを求めるものではありませんので、念のため申し添えます。

また、外国人に係る実体法上の性別変更の疑義が、当庁からの出入国在留管理庁通知を端緒とせずに生じている場合には、当庁において照会を受けることはできませんので、併せて御留意願います。

記

1 市区町村において性別の取扱いに疑義がある場合の取扱い

性別の変更に係る出入国在留管理庁通知が送信され、市区町村において対象となる外国人の婚姻状況等に鑑みて当該外国人の性別の記載について疑義がある場合には、出入国在留管理庁に対して文書により照会を行う。

照会を受けた出入国在留管理庁においては、当該外国人に係る性別変更の効果が我が国における実体法上も生じているかについて法務省民事局に照会を行い、民事局からの回答内容を市区町村に文書により回答する。

なお、この場合において、我が国において性別変更の効果が生じていないことが判明したときは、出入国在留管理庁は地方出入国在留管理官署を通じて、当該外国人の在留カードの裏面に「性別は旅券に基づき記載」と記載する。

2 地方出入国在留管理官署において在留カードの性別を変更した場合の取扱い

地方出入国在留管理官署において、外国人から在留カードの記載事項変更に係る届出があり、同届出に基づき変更後の性別が記載された在留カードを交付した場合には、当該外国人の住居地の市区町村に対して、性別の記載を変更し

た在留カードを交付した旨及び性別変更の取扱いに疑義がある場合には下記【照会先】に照会することができる旨を電話等により連絡する。

なお、性別変更に係る届出時に、地方出入国在留管理官署において当該外国人に係る性別の取扱いが我が国における実体法上の効果を有していないことが判明している場合には、当該外国人の性別の記載を変更した在留カードの裏面に「性別は旅券に基づき記載」と記載して交付した上で、併せて市区町村に文書により連絡する。

【照会先】

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室在留管理企画係

電話（代表）03-3580-4111

（内線）■■■■■

添付物

令和元年5月29日付け入管庁管第619号「性別の変更に係る在留カード記載事項変更届出の取扱いについて（通知）」